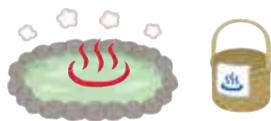


日々、日脚が長くなり、朝の空気や日差しや空や海の色など、そここに春の気配が感じられるようになりました。

新型コロナウイルスの最初の発症が確認されてから3年が経過し、今年3月13日からマスクの着用について個人の判断に委ねることになります。この3年の間には、シワは増え、顔はプクプク丸くなり(?)、恥ずかしくてマスクを外すことに若干の抵抗を感じています。また、様々な行動規制も緩和され、最近では旅行のチャンスが頻繁に入るようになり、旅に誘われているような感じがして、私もぼちぼち旅行でもしようかと考えているところです。昔は、たくさん海外に行きたいところがありましたが、コロナで自粛生活が長かったせいか遠出をするのが億劫になり、さらには歳を取ったこともあり、最近では海外よりも日本をもっと良く知ろうと思うようになりました。もう少し落ち着いたら、国内のまだ行ったことのないところへ旅行して、のんびり温泉に浸りたいなと思っています。計画を立てるだけでワクワクしそうです。



売買部：満山 ひろみ



ひと口火

「ひな祭り」



女の子の健やかな成長を祈る節句である3月3日に行われる大きなイベントの一つがひな祭りです。

この3月3日は「上巳の節句」改め「桃の節句」と呼ばれており、ひな人形や桜や桃の花を飾ります。昔から日本では3月3日を大切な節句として扱っており平安時代には川へ紙で作った人形を流して災厄よけをするという儀式があったといわれています。江戸時代になると人形の技術が向上したことで川に流すのではなく、家で飾るように変化していきました。

ひな人形と一緒に飾られている桃の花には、元々「魔除け」や「長寿」のパワーがあるそうです。

3年連続 県内売上高 No.1 株式会社 いわき土地建物  
ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く  
0800-123-3719

一言コラム

◇令和5年度税制改正大綱◇

〈空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の延長・拡充〉

現行の空き家の発生を抑制するための特別措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)が4年間(令和6年1月1日～令和9年12月31日)延長になりました。空き家となった被相続人の住まいを相続した相続人が「耐震リフォーム」または「取壊し」をした後にその家屋または敷地を譲渡した場合に、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除します。譲渡する被相続人居住用家屋の要件が緩和される一方、相続人の数に応じて特別控除額が減額される措置が追加されます。

○要件緩和

令和6年1月1日以後の譲渡からは、譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに耐震改修または全部の取壊し・除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象となります。

○相続人の数が3人以上である場合の特別控除額は、3,000万円から2,000万円に減額になります。なお、この場合の相続人の数とは家屋・土地を相続した相続人の数であり、相続人全員の数ではありません。

空家、空地のお悩み、ございませんか？

(株)いわき土地建物では、いわき市内で空家や空室、空地の管理を承っております。

固定資産税+αで古家の借り上げも可能です。

是非、弊社にご相談ください。(株)いわき土地建物 売買部

全国空き家相談士協会認定 空き家相談士(1)第001382号 鈴木慎一

ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く

0800-123-3719

資金計画 | 自己資金 | 住宅ローン | 税金 | 建物状況調査 | 引越し

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる！



『住まい探しのお悩み解決BOOK』

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引の様々な事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この冊子をご希望の方は小島東店までご連絡ください。

無料進呈中

フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く  
0800-123-3719  
Free Call